

令和5年10月11日  
危機管理室

災害に強いまちづくりへの取り組みについて  
(南海トラフ地震を含む地震対策)

■ 神戸市危機管理センター（市役所4号館）

- ・ 阪神・淡路大震災後、集約的な防災拠点の必要性が問われ、市役所に隣接する土地に「危機管理センター」を建設し、2012年4月から運用開始した。
- ・ 1～2階に危機管理室、3～4階に消防局、6～8階に建設局が入っている。
- ・ 1階には「防災展示室」があり、市民の防災意識や地域防災力の向上、震災教訓の発信を目的とし、身近なリスクを学べる防災学習拠点となっている。防災グッズ、耐震・家具転倒防止、防災訓練を紹介している。
- ・ 1階には緊急時に災害対策本部が設置される「本部員会議室」、2階には災害情報を収集し、市民への情報伝達を行う「オペレーションセンター」を配置している。

■ 本市の法令上の位置づけ

- ・ 本市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）※」に指定されている。今回の視察先である神戸市も指定されている。
- ※推進地域に指定された行政機関は「南海トラフ地震防災対策推進計画（以下、「推進計画」という。）」を作成するとともに、地域防災計画に定めるよう努めなければならない。

■ 本市の取り組みについて

- ・ 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、県公表の「地震に関する防災アセスメント調査」や「津波浸水想定」を踏まえ、想定される災害の規模や被害想定、推進計画を地域防災計画に定めている。
- ・ 防災ガイドブックや出前講演等を通じて、想定される災害や日頃からの備え、避難のタイミング等防災に関する情報を周知している。
- ・ 地震や津波時に開設する予定避難所について、耐震性能の有無、津波の浸水範囲や深さを考慮して選定しており、表示板に地震や津波に適応した施設である旨を明記している。
- ・ 津波が発生した際の避難の目安とするため、予定避難所への海拔表示を実施している。

- ・津波による浸水が想定される沿岸部に、55基の防災スピーカーを設置し、国のJアラートと連動させることで、津波発生危険性をいち早く沿岸部の住民や来訪者に知らせ、即座に避難を呼びかけることとしている。
- ・海水浴客等へ津波発生危険性を知らせるため、ひびき灘漁業協同組合（脇田海水浴場管理）と岩屋観光組合（岩屋海水浴場管理）に協力をお願いし、津波フラッグ（気象業務法施行規則に基づく）による津波警報等の伝達を行うこととしている。

災害に強いまちづくりへの取り組みについて  
(防災体験学習の取組)

■ 京都市市民防災センター

- ・災害時に不可欠な防災知識や行動を「見る」、「聴く」、「触れる」、「感じる」ことで学べる防災体験施設であり、1995年9月から運用開始した。

(災害体験例)

主に次の災害に関する疑似体験ができる。

- ・震度7までを疑似体験し、地震発生時の対処法と日ごろの心構えを学ぶ「地震体験室」
- ・大型モニター画面に映し出される火災を訓練用消火器で消す「消火訓練室」
- ・都市型水害をテーマにした「4Dシアター迫りくる地下街の恐怖」
- ・土砂災害の危険性とメカニズムを学びリアルシアターで、土砂災害の様子を迫力ある映像で体験する「土砂災害体験コーナー」

■ 本市の取組事例について

(防災体験)

- ・体験型の防災啓発として、学校や地域などへ地震体験車の派遣、小学3年生を対象とした「消防士さんといっしょ」事業での煙体験や消火器訓練などに、令和4年度は約1万3千人の方が参加している。
- ・令和5年12月には、子どもやその親世代をメインターゲットとした「北九州市防災フェスタ」を開催し、消防局や自衛隊等による特殊車両展示や防災訓練の実演、NPO団体による遊びながら防災を学べるイベントなど、防災を体験できるイベントを実施する。

(防災啓発事業)

- ・市民の防災意識の向上や災害の知識を高めるため、令和3年度に「防災ガイドブック」を全戸配布した。
- ・出前講演や災害図上訓練の開催、市政だよりや市ホームページ等による情報提供などを実施している。
- ・東京大学の片田敏孝特任教授に監修をいただき、地域防災力向上のため、住民主体の地区防災計画の策定支援等を行う「みんな de Bousai まちづくり推進事業」を実施しており、地域での主体的な防災活動を促進し、事前災害による死者ゼロを目標に「地区防災計画」の策定を支援している。